

一般社団法人沖縄県空手道連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県空手道連盟（以下「本連盟」という。）理事会（以下「理事会」という。）の議決に基づき、本連盟が沖縄県におけるアマチュア空手道を代表する団体として、その自覚と責任を持ち本連盟関係者が一体となって、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、空手道の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定める

(所掌)

第2条 本連盟倫理委員会（以下「本委員会」という。）は次の事項を所掌する。

- (1) 本連盟及び本連盟役員等の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本連盟倫理規程第2条の規程する本連盟関係者について、本連盟定款、関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事会へ報告する。

(委員)

第3条 委員は、本連盟役員、外部有識者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

2. 委員は、10名以内とする。
3. 本委員会の半数以上は、外部有識者によるものとする。
4. 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟役員の任期と同じく終了する。
5. 委員は、任期終了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 本委員会には委員長1名、及び副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2. 委員長は議長となり、会務を統括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 委員長、副委員長が事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 本委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集して、その議長となる。

2. 会議を招集するときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その必要な事項を通知しなければならない。
3. 本委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開く事が出来ない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した委員は、出席者とみなす。
4. 本委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、賛否同数に場合は委員長の決するところによる。
5. 委員は、自己の特別の利害関係ある議案の審議及び議決に加わることは出来ない。
6. 委員長が必要と認めたときは、本委員会に参考人に出席を求め、その意見を聴取することができる。また当該関係者から、文書または口頭による説明、若しくは関係資料の提出を求めることができる。
7. 本委員会は、原則として非公開とする。

(審議結果の報告)

第6条 委員長は、本委員会の審議結果を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 本委員会は、審議の経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(細則)

第9条 この規定に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、本委員会に置いて定める。

(改定)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付則

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。